スポーツ・文化・観光振興施策についての提言（案）

スポーツや文化は、人に夢や感動を与え、地域への誇りと愛着を高める。地方には、充実したスポーツ環境、豊かな芸術文化、伝統文化や文化財、そしてそれらを守り育む人の絆といった、あまたの「宝」が存在する。

観光もまた、癒やしや感動、知識・見聞を与え、地域に人を呼び込む。観光関連産業は、他産業に広く影響を及ぼす地域経済の主要な担い手であり、地方創生・日本成長の切り札である。

本格的な人口減少社会を迎え、地方は、少子高齢化の進行や若者の流出など、厳しい現実に直面しているが、持てる「宝」を磨き、スポーツ・文化・観光の力を生かし、さらにこれらの力を融合させた地方創生の動きを加速しようとしている。

このような中、この３月には、スポーツ庁、文化庁、観光庁が包括連携協定を締結し、スポーツ・文化の資源融合による観光地域の魅力向上等に取り組み始めており、また、６月には「日本再興戦略 2016」や「ニッポン一億総活躍プラン」において「スポーツの成長産業化」や「観光の基幹産業化」を打ち出したところである。

地方は、今こそ立ち上がり、スポーツ・文化・観光の「人と人、心と心を結ぶ力」のもと互いに連携し、世界の活力を取り込み、未来を切り拓いていく覚悟である。

また、今後数年の内に、スポーツ・文化・観光の融合を象徴する東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 など大規模な国際大会が開催される。地方も、開催に向けた気運を一層盛り上げ、大会の成功に貢献し、その効果を全国津々浦々に波及させるとともに、大会後もこうした地域のスポーツ・文化・観光資源を活用した取組を継続的に展開し、地方創生の実現へと繋げていくことを強く望んでいる。

ついては、国においても、こうした地方の実情と取組を踏まえ、次の事項を講じるよう強く要請する。

１　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及

(1) 追加種目の地方開催等、地方が国際大会に貢献するための取組支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の追加競技・種目に提案した５競技１８種目については、震災被災地をはじめ地方での開催を検討すること。

また、地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティアを含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うとともに、大会の成功に向けた国民的気運の醸成のため、全国の都道府県が参加できる聖火リレーの実現について検討すること。

さらに、大会後もそのレガシー（遺産）が国内全域に広がるよう、継続的な支援を講じること。

⑵ 文化プログラムの成功に向けた取組支援

今年１０月に開催される「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」に向け、本フォーラムの開催及びその趣旨を幅広く周知し理解を得るとともに、公式サイドイベントの充実等を図ること。

また、 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムにおいては、地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の芸術文化の振興、地域に根差した特有の文化の振興、国民文化祭の新たな展開など、地方における文化芸術活動の取組に対する支援の充実・強化を図ること。

さらに、文化プログラムへの取組を一過性のイベントとしないよう、2020 年以降にその成果を生かすことができるプログラム等に対する重点的支援を検討すること。

⑶ 大会における多様な日本文化・地方文化等のアピール

文化プログラムや大会開会式等において、和文化の象徴的存在である「きもの」や、地域の祭り、神楽やアイヌ古式舞踊などの伝統芸能をはじめとする国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること。

特に各地に残されている神話・伝承・歴史的文化財について、我が国の発祥や震災等からの復興を世界にアピールする観点から、開会式セレモニー等に採用すること。

また、選手村をはじめとするオリンピック関連施設に、ＣＬＴ等の木質素材を率先して利用し、日本が誇る「木の文化」を全世界にアピールするとともに、施設で提供される食材については、安心・安全はもとより、広く全国の農林水産物が使用される基準を採用すること。

⑷「ラグビーワールドカップ 2019」及び「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の開催に対する支援

集客効果による地域経済の活性化に加え、地域文化の活性化、国際交流等に寄与する「ラグビーワールドカップ 2019」の開催を支援するとともに、国民のスポーツへの関心を高め、地域活性化にも資する事前合宿等を円滑に招致できるよう、地方公共団体への積極的な情報提供を行うこと。

「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」開催に向け東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会との相乗効果を高める積極的な広報活動の展開など、国内外で気運醸成や、これを契機とした生涯スポーツの振興に向けた取組を推進すること。

⑸ 訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策の実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、外国人観光客の全国各地への誘導、地域経済活性化に寄与する好機と捉え、大会開催及びその前後の期間を対象

とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」について積極的に講じること。

2　スポーツ・文化を生かしたまちづくりの推進

⑴ トップアスリート・アーティストの育成・強化

世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化については、競技や分野の特性を踏まえ、官民の適切な役割分担のもと、必要な施設整備も含めて国が前面に立って行うこと。その際、選手・芸術家の育成環境については、地域の資源を生かす視点から検討するとともに、選手・芸術家の目線に立ち、心身を癒やしながらトレーニングや芸術活動に集中できる環境となるよう十分考慮すること。

また、次世代を牽引する人材の発掘・育成のために地方が実施する各種取組への支援を強化すること。

⑵ 基盤施設整備に対する支援の充実

高度経済成長期に整備した公立スポーツ・文化施設が老朽化し、建替に関する需要が高まっていることから、スポーツ・文化の振興のため、地方が実情に応じて実施する、公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置など、新たな財政支援制度を創設するとともに、既存制度の弾力的な運用を図ること。

また､地方が文化資源を最大限に生かした主体的な文化プログラムに取り組めるよう､宝くじを活用した新たな財源の確保などについて検討すること。

⑶ スポーツを生かしたまちづくりの推進

地方における選手強化、指導者の育成、障害者スポーツの推進などに対する支援を強化するとともに､ライフステージに応じた生涯スポーツの充実等について検討すること。

また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくりなど、官民が連携し、地方が政策分野を横断して行う取組を関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を活かし、スポーツを「する」だけでなく、「見る」、「支える」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。

⑷ 文化を生かしたまちづくりの推進

地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観など、有形無形の文化財等の地域資源を活用し、コミュニティ再生や観光・産業の振興を図る取組や、国際的な芸術祭の開催など、地方における文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するとともに、文化芸術を創造し、

結びつけ、広げることのできる人材の育成や雇用機会確保のための支援に努めること。
また、高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加できる取組の推進や、子どもたちへの文化芸術活動教育の充実・強化を図ること。

⑸スポーツ・文化の成長産業化

スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させるため、スポーツ施設の収益性の向上やスポーツ経営人材の育成、ＩＣＴ、健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組に対する支援措置を講じること。
また、文化芸術資源を活用した経済活性化を図るため、地方の文化芸術活動や産学官連携を支える専門人材を育成するとともに、文化芸術産業育成のための政策ロードマップを作成すること。さらに、文化財等を中核とする多様な「稼ぎ方」を可能とする観光拠点を全国に整備するとともに、そのネットワーク化を進めること。

3　観光立国の実現に向けて―観光の基幹産業化―

⑴受入体制・環境整備

地方における税関・出入国管理・検疫（ＣＩＱ）などの受入体制の整備・充実を図ること。
また、地方が取り組む外国語併記の観光案内標識の設置やバリアフリー化の促進、平時は観光客用、災害時には避難者支援用となる無料公衆無線ＬＡＮの整備促進や規格の統一、宿泊施設・文化施設等の観光施設へのクレジットカード・ＩＣカードの利用拡大、免税店の拡大、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材育成などの環境整備への支援を行うこと。
さらに、すべての旅行者が全国各地を快適に観光できるよう、整備新幹線や高速道路などの高速交通網の整備促進と活用による「地方創生回廊」の完備、地方空港等の機能強化、訪日クルーズ旅客の受入拡充、交通系ＩＣカードのさらなる利用拡大、公共交通の利用を促進し、二次交通の維持確保につながる地方ローカル線イベント列車の通年運行やバスロケーションシステムの整備等に対する支援を強化すること。

⑵魅力あるコンテンツの充実と情報発信等による戦略的な観光の推進

マーケティングやプロモーション等を一体的に実施する「日本版ＤＭＯ」の形成・確立の支援や、ＤＭＯが自主的かつ安定的な財源を確保できる制度を創設すること。
その際、地域資源は豊富である一方、人材・資本面に乏しい農山漁村地域におけるＤＭＯの形成・確立の支援に当たっては、地方創生の観点から十分に考慮すること。
また、各地域が魅力ある観光コンテンツやおもてなしを用意できるよう、滞在型観光及び着地型観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験などの多彩な観光商品づくりを積

極的に支援するとともにこうした地方の取組を海外に向けて情報発信すること。
特に、東日本大震災から復興途上の東北地方や、熊本地震の影響を受け観光客が大幅に減少している九州地方へ訪日外国人を増加させる政府主導のプロモーションなど、海外に対する情報発信を強化すること。

⑶観光の基幹産業化に向けた地方の取組への支援

観光産業の国際競争力を一層高めるため、外国人観光客のニーズの高い日本家屋などの空き家活用による多様な宿泊サービスの提供等のための観光関係規制・制度を地域の宿泊需給の状況や利用者の安心・安全の確保を十分配慮した上で見直すほか、観光産業人材の育成、ＭＩＣＥ誘致の促進等を強力に推進すること。
特に、観光を地方創生につなげていくために、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な新たな税財源を確保すること。
また、歴史・文化的な魅力の高い文化財、国立・国定公園や農山漁村等の景観など、地方が持つ多様な観光資源を生かした広域観光周遊ルートの形成、グリーンツーリズムやスポーツツーリズムなど新たな観光開発等を積極的に支援するとともに、温泉街や観光地などエリアを一体的に再生する「観光地再生・活性化ファンド（仮称）」を全国的に展開できる体制の整備を検討すること。